

栃木県警察の自動車運転技能検定に関する訓令

平成15年3月11日
警察本部訓令乙第5号

栃木県警察の職員が警察車両の運転を行うに当たり、当該車両を安全に運行させるために必要な運転技能の検定に関し、必要な事項を定めたもの。

主な内容

- 自動車運転技能検定委員会の設置
- 検定の種類
- 級位及び認定基準
- 教育訓練
- 検定の実施要領